

平成 26 年、30 年法改正の附則及び附帯決議

1. 平成 26 年法改正

附則第 10 条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参議院経済産業委員会 附帯決議 平成 26 年 4 月 1 日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～五 （略）

六 特許等出願以前の段階における相談等を弁理士の業務として拡充することに伴い、弁理士が知的財産に関する幅広い相談を受けるに際して、利用者の利便性増進の観点から、相談の内容に応じて弁護士、中小企業診断士等他の専門家との適切な連携が可能となるような体制の整備を図ること。

七 知的財産政策の効果が中小企業に対しても十分にもたらされるよう、知財総合支援窓口等の相談体制の充実や事業を海外に展開する中小企業の国際出願・模倣品被害対策のための支援内容・体制の拡充等に努めるとともに、これらの支援策の利用を更に促進するため周知徹底を図ること。

衆議院経済産業委員会 附帯決議 平成 26 年 4 月 23 日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～三 （略）

四 出願前の発明に関する弁理士の相談業務の明確化に当たっては、利用者の利便性向上の観点から、相談内容に応じて弁護士や中小企業診断士等他の専門家との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。

五 （略）

六 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

七 （略）

2. 平成 30 年法改正

衆議院経済産業委員会 附帯決議 平成 30 年 4 月 18 日

政府及び最高裁判所は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～九 (略)

十 政府は、本法施行による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めること。また、弁理士が該当業務を行うに当たっては、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながるよう適切な報酬体系となるよう促すこと。

参議院経済産業委員会 附帯決議 平成 30 年 5 月 22 日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～七 (略)

八 本法による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めるとともに、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながる適切な報酬体系となるよう促すこと。